

答 申 第 8 7 号  
平成24年 4 月24日  
(諮問公第107号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書について、一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、平成22年4月19日付けで「平成8年1月31日「指令第78号」〇〇町〇〇番街区市街地再開発事業の管理規約認可申請書、市長進達書、同認可通知書（伺い書）」の公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成22年5月10日付け建第72-3号で、公文書一部開示決定を行った。

その後、上記処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、平成22年5月26日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

「管理規約の認可について（伺い）の全面開示を求める。」というものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書において述べている異議申立ての理由は、「法令に基き提出された意見書についての協議部分が知事名公文書とともに欠けている。」というものである。

なお、当審査会は異議申立人に対し、実施機関から提出された処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めたが、提出がなかった。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 公文書開示請求において、「管理規約認可申請書、市長進達書、同認可通知書（伺い書）」と3つの公文書が記載されていたことから、伺い関係文書の中からこれらに該当する公文書を特定し、開示した。

(2) 「管理規約の認可について（伺い）の全面開示を求める」との異議申立ては、公文書開示請求にない内容に対するものであり、新たな請求であるとする。

- (3) 「法令に基づき提出された意見書についての協議部分が欠けている」とのことであるが、都市再開発法（以下「法」という。）にはそのような手続の規定はなく、したがって公文書も存在しない。
- (4) 対象公文書は平成13年4月1日以前に実施機関の職員が作成し、又は取得したものであることから、改正前の鹿児島県情報公開条例（昭和63年3月28日鹿児島県条例第4号。以下「旧条例」という。）第8条の規定により、開示の適否を判断した。
- (5) 総会議事録における出席者名及び印影、管理規約の縦覧の通知における個人所有者、管理規約の縦覧者名及び住所、都市再開発法施行令（以下「令」という。）第49条に規定する意見書の提出者名及び住所、管理規約（案）に反対する意見書の提出者名は、特定の個人が識別されうる情報であり、旧条例第8条第2号に該当し、同号ただし書のいずれにも当たらない。
- (6) 管理規約認可申請書、管理規約縦覧公告及び縦覧の通知における〇〇町〇〇番街区市街地再開発組合（以下「組合」という。）及び同理事長の印影は、法人等の内部管理に属する事項で法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であり、旧条例第8条第3号に該当し、同号ただし書のいずれにも当たらない。
- (7) 管理規約認可申請書及び管理規約縦覧公告における組合及び同理事長の印影並びに総会議事録における出席者名及び印影は、開示することにより犯罪の予防及び公共の秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、旧条例第8条第4号に該当する。
- (8) 令第49条に規定する意見書の提出者名及び住所、管理規約（案）に反対する意見書の提出者名及び印影は、法に基づく管理規約認可事務の公正又は円滑な執行に支障を生ずるおそれがあり、旧条例第8条第8号に該当する。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成22年7月6日	諮問を受けた。
10月29日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
11月15日	異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
平成23年11月4日	諮問の審議を行った。
11月24日	諮問の審議を行った。(実施機関から処分理由等を聴取)
平成24年3月21日	諮問の審議を行った。

##### (2) 審査会の判断

###### ア 請求対象公文書について

本件請求に係る公文書は、平成8年1月31日付け指令建第78号で認可を受けた、〇〇町〇〇番街区市街地再開発事業の管理規約認可申請書、市長進達書及び認可通知書(伺い書)である。

実施機関は、平成8年1月24日付け管理規約認可申請書及び同添付書類、同日付け〇〇市長名の進達書並びに管理規約の認可に係る同日付けの起案文書及び同年1月31日付け指令建第78号(以下「本件開示文書」という。)を対象公文書として特定し、これらは平成13年4月1日以前に実施機関の職員が作成し、又は取得したものであることから、旧条例第8条各号に規定する不開示情報に該当する部分を除いて一部開示したとしている。

異議申立人は、法令の規定に基づき提出された意見書についての協議部分が知事名公文書とともに欠けているとして、「管理規約の認可について(伺い)」の全部の開示を求めていることから、対象公文書の特定の妥当性について検討する。

###### イ 対象公文書の特定の妥当性について

###### (ア) 管理規約認可申請における意見書の扱い

当審査会で確認したところ、法第133条第1項において、市街地再開発組合は、都道府県知事の認可を受け、施設建築物及び施設建築敷地の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項について、管理規約を定めることができるとされている。

そして、令第48条において、法第133条第1項の規定により管理規約を定めようとするときは、市街地再開発組合は管理規約を2週間公衆の縦覧に供し、施設建築物又は施設建築敷地に関し権利を有する者等は、縦覧期間内に管理規約について市街地再開発組合に意見書を提出することができるとされている。

また、令第49条において、市街地再開発組合が管理規約の認可を申請しようとするときは、提出された意見書の要旨を都道府県知事に提出しなければならないとされているのみで、市街地再開発組合が施行する都市再開発事業における管理規約の

認可に当たり、法上、知事に意見書についての協議を義務づける規定はなかった。

(イ) 対象公文書の特定の妥当性

上記のとおり、市街地再開発組合が施行する市街地再開発事業における管理規約の認可に当たり、法上、意見書についての協議を義務づける規定はなく、意見書についての協議部分及びそれに係る知事名公文書は存在しないとする実施機関の説明に、不自然、不合理な点は認められない。

また、実施機関は、公文書開示請求書の「請求に係る公文書の名称等」として「管理規約認可申請書、市長進達書、同認可通知書（伺い書）」と記載されていたことから、これらに該当するものとして本件開示文書を対象公文書として特定したと説明している。

当審査会において対象公文書を確認したところ、公文書開示請求書の「請求に係る公文書の名称等」欄に記載された内容と対応しており、実施機関の上記説明に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、本件開示文書を対象公文書として特定した実施機関の判断は妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。